宇部ロータリークラブ細則

宇部ロータリークラブ

2025 年　8 月 21 日改定　会長　清水　昭彦

2025 年 12 月 2 日部分修正

第１条　理事会

本クラブの管理主体は理事会とする。理事会は、会長、直前会長、会長エレクト(副会長)、幹事、会計（副幹事)、会場監督（Ｓ.Ａ.Ａ)、および本細則第２条第２節に基づいて選挙された５名の理事で構成される。

第２条　選挙と任期

第１節 次々年度会長（会長ノミニー）の選挙

(a) 次々年度会長候補者は、指名委員会による推薦候補者並びに正会員３名以上の推薦による候補者とする。

(b) 当該年度の会長は、年次総会１ヶ月前の例会において立候補を会員に求めなければならない。尚、立候補の締め切りをその５日後までとし、締め切り後の次例会において、候補者名を会員に通知するものとする。締め切りまでに立候補がない場合、会長は指名委員会に再度候補者の推薦指名を委託する。

(c) 次々年度会長候補者が１名である場合、年次総会において選挙はしない。従って、候補は必然的に次々年度会長に選任される。

(d) 次々年度会長（会長ノミニー）は、次年度クラブ副会長（会長エレクト・理事）としてクラブ管理運営委員会を担当し、その翌年度会長に就任する。

(e) 次々年度会長候補者は理事経験者が望ましいが、指名委員会の判断に委ねるものとする。

第２節　理事及び役員の選挙

(a) 次年度理事候補者の定員は１１名とする。

(b) 予め選任された次年度理事は、会長・直前会長・副会長・幹事・会計・Ｓ.Ａ.Ａの６名とし、幹事・Ｓ.Ａ.Ａは次年度会長（会長エレクト）の指名によるも

のとする。

また、会計は次々年度会長（会長ノミニー）の指名によるものとし、副幹事（次年度幹事）を兼務する。

従って、次年度理事候補者５名を年次総会において選挙する。

(c) 当該年度会長は年次総会１ヶ月前の例会において、年次総会にて次年度理事の選挙を行うことを会員に通告する。また、同時に選挙管理委員長を指名し公表する。

(d) 当該年度会長は、年次総会１ヶ月前までに選挙管理委員長の指名を済ませ、少なくとも年次総会の２週間前までに６名の選挙管理委員を指名しなければならない。

(e)次年度理事候補者は、理事・役員及び委員長の経験者でなければならない。但し、連続３期理事（職権上の理事を除く）であった会員は次年度に限り、理事候補から除外するが、会長・副会長・幹事・会計・Ｓ.Ａ.Ａには適応しない。

第３節　選挙に係わる委員会

(a) 指名委員会

(1) 会長経験者（パスト会長）並びに当該年度会長により構成される。

(2) 当該年度会長は本会を主催し、次々年度会長候補者の推薦指名を本会に諮問するものとする。

(b) 選挙管理委員会

(1) 当該年度会長により、１名の委員長と６名の委員が指名され７名をもって構成する。

(2) 理事候補者の資格・投票用紙の作成チェック・投票・選挙・開票集計内規に基づく当選者の発表等、選挙を司るものとする。

(3) 委員会は選挙結果発表をもって解散する。

(4) 理事選挙における次点以下の結果は、次年度幹事の責任によって厳重管理さ

れるものとする。

第４節

(a) 次年度会長（会長エレクト）は、年次総会後２週間以内に次年度理事会を開いてクラブ会員の中から、幹事並びに会場監督（S.A.A）を確認しなければならない。また次々年度会長（会長ノミニー）による会計（副幹事）及び副会場監督（副S.A.A）の推薦指名を確認するものとする。

(b) 副幹事及び副S.A.Aは幹事及びS.A.Aを補佐し、次年度幹事及び次年度S.A.Aになるものとする。

第５節　理事会またはその他の役職に生じた欠員は、残りの理事の決定によって補填すべきものとする。ただし、会長の場合には、直前会長が代行し、被選挙理事の場合には、次点候補者をもって補填する。

第６節　役員エレクトまたは理事エレクトに生じた欠員は、残りの理事エレクトの決定によって補填すべきものとする。ただし、会長エレクトの場合には、当該年度会長の責任のもと、臨時総会を開催し再度選出する。

[会長ノミニー選挙内規]

（１）　投票は候補者名をアルファベット順に記入した用紙を用い、〇印をもって投票表示をする。

（２）　過半数の票を獲得した候補者が当選したものと宣言される。

（３）　得票数同数の場合は年長者を上位とする。

[次年度理事選挙内規]

（１）　投票は候補者名をアルファベット順に記入した用紙を用い、〇印をもって投票表示をする。

（2） 選挙管理委員会により定めた被選定数以上の投票表示をした投票は無効とする。

（3） 前年度よりの再選理事は被選挙理事５名の内、３名以内とする。

（4） 得票数同数の場合は年長者を上位とする。

第７節 各役職の任期は以下の通りである。

会長　　：１年

直前会長：１年

副会長　：１年

幹事　　：１年

会計　　：1 年

会場監督：1 年

理事　　：1 年

第３条　役員の任務

第１節　**会長**　本クラブの会合及び理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会長の任務とする。

第２節　**直前会長**　理事会のメンバーとしての定められる任務、および会長または理事会によって定められる任務を行うことをもって、直前会長の任務とする。

第３節　**会長エレクト（副会長）**　理事の任務、および会長または理事会によって定められる任務を行うことをもって、会長エレクトの任務とする。

尚、会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、

その他通常その職に付随する任務を行う。

第 4 節　**幹事**

(a)　会員の記録を管理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事概要を作ってこれを保管する。

(b)　全会員の人頭分担金および半期報告を提出した 7 月 1 日または 1 月 1 日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員はついては、比例人頭分担金を記載した毎年 1 月 1 日および 7 月 1 日現在の半期会員報告書・会員資格変更報告書（毎月の最終例会の後１５日以内に地区ガバナーに対して行わなければならない月次出席報告を含む)・諸種の義務報告書を RI に対して行い、RI 公式雑誌の購読料を徴収してこれを RI に送金し、その他通常その職に付随する任務を行う。

第 5 節　**会計**　すべての資金を管理保管し、毎年 1 回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うことを持って会計の任務とする。その職を去るに当たって会計はその保管するすべての資金、会計帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がねばならない。

第 6 節　**会場監督（S.A.A）**　通常その職に付随する任務、およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うことをもって、会場監督の任務とする。

第 4 条　会員身分

第 1 節　全般的資格条件。 本クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップがあり、事業、専門職務、および／または地域社会でよい評判を受けており、地域

社会および／または世界において奉仕する意欲のある成人によって構成されるものとする。

第 2 節　種類。 本クラブの会員の種類は正会員および名誉会員の 2 種類とする。クラブは他の会員の種類を設けることができるが、これらの会員は正会員または名誉会員として RI に報告される。

第 3 節　正会員。 RI 定款第 5 条第 2 節　の資格条件を有する者は、クラブの正会員に選ぶことができる。

第 4 節 二重会員の禁止。 いかなる会員も、同時に、

(a) 本クラブと別のクラブに所属することはできない、または

(b) 本クラブにおいて、名誉会員になることはできない。

第 5 節　名誉会員　 本クラブは、パスト会長 3 名以上の推薦をもって理事会に諮問し、総会において決定する。

(a) 会費の納入を免除される

(b) 投票権を持たない

(c) クラブのいかなる役職にも就かない

(d) 職業分類を保持しない、および

(e) 本クラブのあらゆる会合に出席することができる。ただし、食事を伴う場合には会合参加費としてその会合の食事の実費を収める。その他クラブのあらゆる特典を享受することができるが、他のクラブにおいてはいかなる権利または特典も持たないものとする。ただし、ロータリアンの来賓としてではなく訪問することはできる。

第 6 節　特別功労会員　クラブ会員歴が 40 年以上の会員でパスト会長 3 名以上の推薦をもって理事会に諮問し、総会において決定後、特別功労会員として顕彰することができる。

第 5 条　会合

第 1 節　年次総会

(a) 本クラブの年次総会は毎年１２月の第 1 例会日に開催されるものとする。そして、この年次総会において会長ノミニーおよび次年度理事の選挙を行わなければならない。

(b) 会員総数の 2 分の 1 をもって本クラブの年次総会および例会の定足数とする。

第 2 節 例会

(a) 日および時間本クラブの毎週の例会は木曜日１２：３０に開催するものとする。例会に関するあらゆる変更は、すべてクラブの会員全部に然るべく通告されなければならない。本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員（または定款第 10 条第 4 節および第 5 節の規程に基づき、出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリークラブにおいて、その例会において充当された時間の少なくとも６０パーセントに出席していたことが実証されるか、もしくは宇部ロータリークラブ定款第 7 条第 1 節と第 2 節の規定によるものでなければならない。

(b) 会合の変更正当な理由がある場合は、理事会は、例会を、前回の例会の翌日から次の例会日の前日までの間のいずれかの日または定例日の他の時間または他の場所に変更することが出来る

(c) 取消例会日が一般に認められた祝日を含む国民の祝日にあたる場合、またはその週に一般に認められた祝日を含む国民の祝日が含まれている場合、またはクラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、理事会は、例会を取りやめることができる。ただし、本クラブが３回を超えて続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

(d) 他のロータリークラブへの出席、理事会が承認した会、奉仕活動への出席で欠席をメイクアップすることができる。ただし欠席例会の前後 2 週間の間に

なされなければならない。

(e) 現年度前期における収入と支出を含む中間財務報告を **1** 月 **31** 日までに行われる会合において発表するものとする。

第 3 節　理事会の会合

(a) 臨時理事会は会長がその必要ありと認めたとき、または 2 名の理事から要求があるとき、会長によって招集されるものとする。定例理事会は毎月第 1 例会の終了後に開催されるものとする。但しその場合然るべき予告が行われなければならない。

(b) 理事会のメンバーの過半数をもって理事会の定足数とする。

(c) 理事会の全ての会合について幹事が書面による記録を残し、管理・保管する。

第 6 条　会費

第 1 節　会費

会費は年額２４万円とし、各半年ごとの各支払額のうち一部は、各会員の RI 公式雑誌の購読料に充当するという諒解の下に、毎年 2 回 7 月 1 日および 1 月 1 日に納入すべきものとする。

第 2 節　入会時の会費納入

新入会員候補者は、承認に先んじ月割り（端数切捨て）にて会費を納入すべきものとする。

第 7 条　採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、口頭に

よる採決をもって処理されるものとする。理事会は、特定の決議案を、口頭でなく投票により処理することを決定することができる。

第８条　五大奉仕部門

五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動のための理念と実践の枠組みである。それはクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、および青少年奉仕である。本クラブは、五大奉仕部門の各部門に積極的に取り組むこととする。

第９条　委員会

第１節

(a) 会長は理事会の承認の下に次の常任委員会を設置しなければならない。

① クラブ管理運営委員会

② 会員組織委員会

③ 公共イメージ委員会

④ 奉仕プロジェクト委員会

⑤ 財団委員会

⑥ 宇部ＲＣ（内良）奨学金委員会

(b) 会長は理事会の承認の下に、クラブ管理運営委員会、会員組織委員会、公共イメージ委員会、奉仕プロジェクト委員会、財団委員会及び宇部ＲＣ（内良）奨学金委員会について、必要と考える特定分野を担当する委員会を設置するものとする。また、必要があれば理事会の承認の下に特別委員会を設置することができるものとする。

(c) クラブ管理運営委員会、会員組織委員会、公共イメージ委員会、奉仕プロジェクト委員会、財団委員会及び宇部ＲＣ（内良）奨学金委員会は、それぞれ会長が任命する委員長および小委員会は、少なくとも１名以上の委員からなるものとする。

(d) 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典を持つものとする。

(e) 各委員会は本細則によって付託された職務及びさらにこれに加えて会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。

(f) クラブ諸委員会の設置について、可能かつ実際的である限り、1名又は数名の委員を再任するかまたは1名又は数名の委員を2ヵ年の任期をもって任命することにより委員会を継続性をもたせる規定を設けるべきものとする。

第2節　クラブ管理運営委員会

(a) クラブ管理運営委員会委員長は、クラブの効果的な運営に関する活動全部に対して責任をもち、かつクラブ運営について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。

(b) クラブ管理運営委員会は、クラブ管理運営委員会委員長とクラブ運営の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。

(c) 会長は理事会の承認の下にクラブ運営の中の特定分野を担当する次の各委員会を設置するものとする。

出席・クラブ会報委員会

プログラム委員会

親睦活動委員会

第3節　会員組織委員会

(a) 会員組織委員会委員長は、組織強化の活動全部に対して責任をもち、かつ組織強化について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。

(b) 会員組織委員会は、会員増強委員会委員長と会員組織の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。

(c) 会長は、理事会の承認の下にクラブ運営の中の特定分野を担当する次の各委員会を設置するものとする。

会員増強委員会

ロータリー情報委員会

第 4 節公共イメージ委員会

(a) 公共イメージ委員会委員長は、クラブ広報・雑誌の活動全部に対して責任をもつものとする。

(b) 会長は、理事会承認の下に広報・雑誌委員会を設置するものとする。

(c) 広報・雑誌委員会は、可能である限りクラブ会報編集および地方新聞または広告関係の会員を委員の中に含めなければならない。

第 5 節　奉仕プロジェクト委員会

(a) 奉仕プロジェクト委員会委員長は、奉仕プロジェクトの諸活動の全部に対して責任をもち、かつ奉仕プロジェクトの各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。

(b) 奉仕プロジェクト委員会は、奉仕プロジェクト委員会の委員長と奉仕プロジェクトの特定分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。

(c) 会長は、理事会の承認を受け、奉仕プロジェクトの特定分野について次の各委員会を設置するものとする。

職業奉仕委員会

社会奉仕委員会

青少年奉仕委員会

国際奉仕委員会

第 6 節財団委員会

(a) 財団委員会委員長は、資金的寄付の活動全部について責任をもち、かつ資金的寄付について設置された委員会のあらゆる仕事を監督、調整する任務をもつものとする。

(b) 財団委員会は、ロータリー財団委員会委員長と財団の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。

会長は、理事会の承認の下に財団の中の特定の分野を担当する次の委員会を設置するものとする。

ロータリー財団委員会

米山記念奨学会委員会

第 7 節宇部ＲＣ（内良）奨学金委員会

(ａ)宇部ＲＣ（内良）奨学金委員長は、宇部ＲＣ（内良）奨学金に関する活動全体について責任を持つものとする。

(ｂ)会長は、理事会承認の下に宇部ＲＣ（内良）奨学金委員会を設置するものとする。

第 10 条　委員会の任務

第 1 節クラブ管理運営委員会

この委員会は、本クラブの会員が、クラブ運営に関する事項においてその諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。クラブ管理運営委員会委員長は委員会の定例会合に責任をもち、ク

ラブ管理運営の全活動について理事会に報告するものとする。

(a) 出席・クラブ会報委員会。この委員会は、すべてのクラブ会員があらゆるロータリーの会合に出席すること―これには、地区大会、都市連合会、地域大会および国際大会への出席も含まれる。―を奨励する方法を考案するものとする。この委員会は特に本クラブの例会に出席できない場合の他のクラブ例会への出席を奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席をよくするためのよりよき奨励策を講じ、そして出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することに努めるものとする。

また、この委員会は、クラブ会報の刊行によって、関心を促して出席の向上を図り、近づく例会のプログラムを発表し、前回の例会の重要事項を報告し、親睦を増進し、全会員のロータリー教育に寄与し、会員および世界各地のロータリー・プログラムに関するニュースを伝えるべく努めなければならない。

(b) プログラム委員会。この委員会は本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配しなければならない。

(c) 親睦活動委員会。この委員会は、会員間の知り合いと友誼を増進し、用意されたロータリーのレクレーションおよび社交的諸活動への参加を会員に奨励し、本クラブの一般目的の遂行上会長または理事会が課する任務を果すものとする。

第２節 会員組織委員会

この委員会は、会員の勧誘と退会防止に関する包括的な計画を立て、実施するものである。

(a) 会員増強委員会。この委員会は、絶えず本クラブの充填未充填職業分類表を検討し、未充填の職業分類を充填するために適切な人物の指名を理事会に推薦するよう努めなければならない。また、この委員会は、毎年できるだけ早く、遅くとも８月３１日以前にその地域社会の職業分類調査を行わなければならない。その調査から、職業分類の原則を適用し、充填未充填職業分類表

を作成しなければならない。必要な場合は本クラブの現会員のもっている職業分類を再検討しなければならない。そして、あらゆる職業分類の問題について理事会と協議しなければならない。この委員会は、本クラブの会員の退会防止にも努めなければならない。

また、この委員会は、会員に推薦されたすべての者を個人的な面から検討して、その人格、職業上および社会的地位並びに一般的な適格性を調査しなければならない。そしてすべての申し込みに対する委員会の決定を理事会に報告しなければならない。

(b) ロータリー情報委員会。この委員会は、会員候補者にロータリークラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、会員にあらゆるレベルのロータリーの歴史、目的、活動に関する情報を提供し、入会してからの最初の 1 年間、新会員のオリエンテーションを監督するものとする。また、この委員会は、クラブの定款、細則に関する事項を担当し、理事会に提案するものとする。

第 3 節 公共イメージ委員会。この委員会は、一般の人々にロータリーに関する情報を提供し、クラブの奉仕プロジェクトと奉仕活動を推進する計画を立て、実施するものである。

(a) 広報・雑誌委員会。この委員会は、(1)広く一般世間に、ロータリー、その歴史、目的および規模に関する情報を提供し、そして(2)本クラブのために適切な宣伝を行う方策を考案しこれを実施するものとする。また、この委員会は、RI 公式雑誌に対する読者の関心を喚起し、雑誌月間を主催し、クラブの例会プログラムにおいて毎月雑誌の簡単な紹介を手配し、新会員の教化に雑誌を利用することを奨励し、ロータリアンでない後援者に雑誌を贈呈し、図書館、病院、学校、その他の図書閲覧室のために国際奉仕並びにその他の特別購読を取り計らい、ニュース資料と写真を雑誌編集者に送り、その他あらゆる方法によって雑誌を本クラブ会員およびロータリアン以外の人々に役立てるものとする。また、この委員会は、本クラブのホームページの作成・管理とロータリーの資料保存等を行うものとする。

第 4 節奉仕プロジェクト委員会。この委員会は、地元地域社会および他国の地域社会におけるニーズに応える教育的、人道的および職業的プロジェクトを企画し、実施するものである。

(a) 職業奉仕委員会。この委員会は、本クラブが、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げるうえに役に立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。

(b) 社会奉仕委員会。この委員会は、本クラブが、その地域社会に対する諸責務を遂行するうえに役に立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの社会奉仕活動に責任をもち、社会奉仕の諸特定分野について次の職務を監督しこれを調整するものとする。

① 人間尊重：援助を必要とする人々に力を貸し、支援することによって、全ての人が生涯にわたり幸福に暮せるように心を配るものとする。

② 地域発展：地域とその諸施設の現状を改善することによって住みやすい場所を築くよう心を配るものとする。

③ 環境保全：地域の環境の質を調査、改善するよう心を配るものとする。

④ 協同奉仕：地域内のロータリー提唱の団体との関係を強化し、その奉仕活動に協力することに心を配るものとする。

(c) 青少年奉仕委員会。この委員会は、青少年に関わる奉仕活動を行うものとする。

(d) 国際奉仕委員会。この委員会は、本クラブの会員が国際奉仕に関する事柄（世界社会奉仕・姉妹クラブ・国際交流等）においてその諸責務を遂行するうえに役に立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。

第 5 節 財団委員会

この委員会は、資金的寄付とプログラムへの参加を通じて財団を支援する計画を立て、実施するものである。

(a) ロータリー財団委員会。この委員会は、地域レベル、全国レベル、国際レベルの人道的、教育的、文化交流プログラムを通じて、ロータリーの目的とロータリーの使命を遂行し、かつ世界理解と平和を達成しようとするＲＩの努力を支援するものとする。

(b) 米山奨学会委員会。この委員会は、本クラブの会員が、米山記念奨学会の目的を円滑に遂行するための情報を提供し、方策を考案し、これを実施する。

第 6 節 宇部ＲＣ（内良）奨学金委員会

(a) 宇部ＲＣ（内良）奨学金委員会。この委員会は、次世代人材の育成に協力するために宇部市内の高校生及び高等専門学校生を対象に向上心旺盛で優秀な生徒の支援を行うものとする。

第 11 条　出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席の義務規定の免除が与えられ、一定期間を限り本クラブの例会出席を免除される。

第 12 条　財務

第 1 節 各会計年度の開始に先立ち、理事会はその年度の収支の予算を作成しなければならない。その予算は、これらの費目に対する支出の限度となるものとする。但し、理事会の決議によって別段の指示がなされた場合はこの限りでない。予算は２つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営に関する予算と、慈善・奉仕活動に関する予算である。

第 2 節 会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。クラブ資金は２つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラ

ブ運営に関する予算と、奉仕プロジェクトに関する予算である。

第３節 すべての勘定書は、会計または理事もしくは権限をもつ役員の２名の承認を受けたその他の役員によって支払われるものとする。

第４節 すべての資金業務処理は、毎年１回理事会により指名された会員による全面的な検査が行われるものとする。

第５節 資金を預かりあるいはこれを取り扱う役員は、本クラブの資金の安全保管のために理事会が要求する保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

第６節 本クラブの会計年度は７月１日より６月３０日に至る期間とし、会費徴収の目的のためにこれを７月１日より１２月３１日に至る期間および１月１日より６月３０日に至る期間の二半期に分けるものとする。人頭分担金と RI 公式雑誌購読料の支払いは、毎年７月１日および１月１日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

第 13 条 会員選挙の方法

第１節 本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の指名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。この推薦は、本条に特別な定めのある場合を除き事前に漏らしてはならない。

第２節 理事会は、その推薦者がクラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

（必須資格条件）

善良、高潔性、リーダーシップがあり、職業上、および（または）地域社会において良い世評を受けており、地元や世界の地域社会に奉仕する意欲のある成人であること。

第３節 理事会は、推薦状の提出後３０日以内にその承認または不承認を決定し、ク

ラブ幹事を通じて、推薦者に通告しなければならない。

第 4 節 理事会の決定が肯定的であった場合は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会員申込用紙に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類（正会員の場合）をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

第 5 節 被推薦者についての発表後 7 日以内に、理事会がクラブ会員（名誉会員を除く）の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その人は、名誉会員でないなら、本細則に定める会費を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は次の理事会会合において、この件について票決を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、名誉会員でないなら、所定の会費を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

第 6 節このような選挙後に、クラブ会長は、当該会員の入会式を行い、当該会員に対して会員証を発行し、ロータリー情報資料を提供するものとする。その他、会長もしくは幹事が新会員に関する情報を RI に報告し、会長が、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助することを担当する会員を 1 名指名し、同新会員をクラブ・プロジェクトまたは役目に配属する。

第 7 節クラブは、宇部ロータリークラブ定款に従い、名誉会員を選ぶことができる。名誉会員は、パスト会長 3 名以上の推薦をもって理事会に諮問し、総会において決定する。

第 8 節クラブは、クラブ会員歴が５０年以上の会員を特別功労会員として顕彰することができる。

第 14 条　決議

クラブは理事会によって審議される前に、本クラブを拘束するいかなる決議または提案を審議してはならない。かかる決議または提案がクラブの会合で提起されたなら

ば、討議に付すことなく理事会に付託しなければならない。

第 15 条　議事の順序

開会宣言

来訪者の紹介

来信および告示事項

委員会報告（もしあれば）

審議未終了議事

新規議事

スピーチその他のプログラム

閉会

第 16 条　改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の３分の２の賛成投票によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも１０日前に各会員に郵送（インターネット配信含む）されなければならない。標準ロータリー・クラブ定款および RI の定款、細則と背馳するごとき改正または条項追加を本細則に対し行うことはできない。

付則

1. 2017 年（平成 29 年）5 月 11 日施行

2. 2019 年（令和元年）12 月 5 日施行

3. 2023 年（令和 5 年）11 月 16 日施行

4. 2023 年（令和 5 年）12 月 7 日施行

5. 2025 年（令和 7 年）8 月 21 日施行